

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の 制定について

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により、知事若しくは委員会委員若しくは職員又は職員（地方自治法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 二

ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

二 地方警務官 地方自治法施行令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数乗じて

て得た額

イ 千葉県警察本部長 二

ロ 千葉県警察本部長以外の地方警務官 一

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県職員定数条例（昭和二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「七、三九四人」を「七、七二四人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

議案第五十一号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

第一条 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の二下欄中「富里市」の下に「、匝瑳市」を加え、同表第一号の四下欄中「松戸市」の下に「、成田市」を加え、同表第二十号の二上欄二中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に改め、同表第二十一号上欄口中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同欄二中「製造業又は輸入業の登録を受けている者」を「製造業者及び輸入業者」に改め、同表第二十二号上欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同欄イ中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に改め、同欄口中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同欄ハ中「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄チからヌまでの規定中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同欄カ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄ヨ中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄レ中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同欄中レをツとし、同欄タ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄中タをソとし、ヨの次に次のように加える。

タ 法第三十条の十四第二項の規定による医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出の受理

レ 法第三十条の十四第三項の規定による医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出の受理

別表第二十六号を削り、同表第二十五号の三上欄中「、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号。以下この号において「改正法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この号において「省令」という。）を「及び動物の愛護及び管理に関する

法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下この号において「旧法」という。）に改め、同欄チ中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄中ヲを削り、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

ル 法第二十一条の五第二項の規定による届出の受理

別表第二十五号の三上欄ワ中「第二十一条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同欄カ中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄中ヤからエまでを削り、クをエとし、ラからオまでをクからコまでとし、同欄ナ中「及び勧告」を削り、同欄中ナをキとし、キの次に次のように加える。

ノ 法第二十五条第四項の規定による措置の命令及び勧告

オ 法第二十五条第五項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第二十五号の三上欄ネ中「措置の命令」を「勧告」に改め、同欄中ネをウとし、同欄ツ中「勧告」を「指導及び助言」に改め、同欄中ツをムとし、ソをラとし、同欄レ中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同欄中レをナとし、同欄タ中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄中タをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 法第二十四条の二第一項の規定による勧告

ツ 法第二十四条の二第二項の規定による措置の命令

ネ 法第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第二十五号の三上欄ヨ中「第二十三条第三項（法第二十四条の四）」を「第二十三条第四項（法第二十四条の四第一項）」に改め、同欄中ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による公表

別表第二十五号の三上欄テからメまでを次のように改める。

テ 旧法第二十八条第一項の規定による変更の許可

ア 旧法第二十八条第二項において準用する旧法第二十七条第二項の規定による条件の付加

サ 旧法第二十八条第三項の規定による軽微な変更等に係る届出の受理

キ 旧法第二十九条の規定による許可の取消し

ユ 旧法第三十二条の規定による措置の命令

メ 旧法第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表中第二十五号の三を第二十六号とし、同号の次に次のように加える。

二十六の二 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この号において「省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げる事務

船橋市及び柏市

イ 省令第二条第五項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付

ロ 省令第二条第六項の規定による登録証の再交付

ハ 省令第二条第八項の規定による登録証の亡失の届出の受理

ニ 省令第二条第九項の規定による登録証の受領

ホ 省令第十五条第五項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付

ヘ 省令第十五条第六項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付

ト 省令第十五条第八項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の亡失の届出の受理

チ 省令第十五条第九項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の受領

リ 省令第十六条第一項の規定による届出の受理

ヌ 省令第二十条第三号の規定による届出の受理

別表第三十五号の五上欄コ中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同欄エ中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改め、同表第六十号から第六十二号までの規定下欄中「松戸市」の下に「、成田市」を加える。

第二条 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一号の二下欄中「並びに香取郡神崎町」を「、香取郡神崎町」に改め、「東庄町」の下に「並びに山武郡横芝光町」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第三十五号の五の改正規定 公布の日

二 第一条中別表第一号の四、第二十号の二、第二十一号及び第六十号から第六十二号までの改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 令和二年四月一日

三 第一条中別表第一号の二の改正規定及び附則第五項の規定 令和二年九月二十八日

四 第一条中別表第二十二号の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

五 第二条及び附則第六項の規定 令和二年十月一日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際第一条の規定（前項第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の四上欄に掲げる事務に係る千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号）及び同表第六十号の二上欄に掲げる事務に係る建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）（以下「福祉のまちづくり条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、同項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては成田市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における福祉のまちづくり条例等の適用については、成田市長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては成田市長が管理し、及び執行することとなるものについては、第一条の規定（附則第一項第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における福祉のまちづくり条例等の適用については、成田市長のした処分その他の行為とみなす。

5 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定（同号に掲げる改正規定

に限る。)による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令(以下この項において「法令」という。)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為(同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。)に係る事務で、同日以後においては匝瑳市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

6 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令(以下この項において「法令」という。)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為(同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。)に係る事務で、同日以後においては山武郡横芝光町長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第一条 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に基づくものの項毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料の目を次のように改める。

毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録申請手数料	第四条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	一件につき	三万九百円
	第四条第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	一件につき	一万六千九百円

別表第一毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に基づくものの項毒物劇物販売業登録申請手数料の目を削り、同項毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料の目を次のように改める。

毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録更新申請手数料	第四条第三項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	一件につき	一万九百円
	第四条第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	一件につき	七千四百円

別表第一毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に基づくものの項毒物劇物販売業登録更新申請手数料の目を削り、同項毒物劇物製造業又は輸入業登録変更申

許可申請手数料の目中「魚肉ねり製品製造業許可申請手数料」を「魚肉練り製品製造業許可申請手数料」に、「魚肉ねり製品製造業の」を「魚肉練り製品製造業の」に改め、同項マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料の目中「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」を「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」に、「ショートニング製造業の」を「ショートニング製造業の」に改め、同項醤油製造業許可申請手数料の目中「醤油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に、「醤油製造業の」を「しょうゆ製造業の」に改め、同項納豆製造業許可申請手数料の目中「納豆製造業許可申請手数料」を「納豆製造業許可申請手数料」に、「納豆製造業の」を「納豆製造業の」に改め、同項めん類製造業許可申請手数料の目中「めん類製造業許可申請手数料」を「めん類製造業許可申請手数料」に、「めん類製造業の」を「納豆製造業の」に改め、同表動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）に基づくものの項特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料の目中「審査」の下に「（動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第一項（同条第四項の規定による場合を含む。）の規定により動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の施行の日前において同法第一条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条の規定の例により行う申請に対する審査を含む。）を加え、同表高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項容器検査又は容器再検査手数料の目中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に、「若しくは圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器若しくは圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項の摘要第六号中「表」の下に「又は第六号若しくは前号」を加え、同号を同項の摘要第八号とし、同項の摘要第五号の次に次の二号を加える。

六 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、それぞれ表に定める額から共用部認定費相当額A又は共用部認定費相当額Bを減じた額とする。

七 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物について前号の規定

により算定した低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額に二分の一を乗じて得た額とする。

別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の目中

仕 様 基 準 による
建築物の延べ面積が三百平方

仕 様 基 準 による場合									
建築物の延べ面積が二百平方メートル以上	建築物の延べ面積が二百平方メートル未満								

を

モ デ ル 共 同 住宅
建築物の延べ面積が三百平方

モ デ ル 住宅 及び 仕 様 基 準 による場合									
建築物の延べ面積が二百平方メートル以上	建築物の延べ面積が二百平方メートル未満								

に、

合 場 る

方 メ	千 平	上 五	ル 以	ト	方 メ	千 平	が 二	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	満 の	ル 未	ト	方 メ	千 平	上 二	ル 以	ト	方 メ	百 平	が 三	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	満 の	ル 未	ト	方 メ
--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	--------

を

合 場 る よ に 準 基 様 仕 び 及 準 基 宅

方 メ	千 平	上 五	ル 以	ト	方 メ	千 平	が 二	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	満 の	ル 未	ト	方 メ	千 平	上 二	ル 以	ト	方 メ	百 平	が 三	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	満 の	ル 未	ト	方 メ
--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	--------

に改め、同項の摘要第九号中「第四号、第五号、第

もの	上の	ル以	ト	方メ	千平	が五	面積	延べ	物の	建築	もの	満の	ル未	ト
もの	上の	ル以	ト	方メ	千平	が五	面積	延べ	物の	建築	もの	満の	ル未	ト

七号」を「第六号、第七号、第九号、第十号、第十二号」に改め、同号を同項の摘要第十四号とし、同項の摘要第八号中「第四号若しくは第五号」を「第六号、第七号、第九号若しくは第十号」に改め、同号を同項の摘要第十三号とし、同項の摘要第七号中「第四号」を「第六号若しくは第九号」に改め、同号を同項の摘要第十二号とし、同項の摘要第六号を同項の摘要第十一号とし、同項の摘要第五号中「摘要の四」を「前号」に改め、同号を同項の摘要第十号とし、同項の摘要第四号を同項の摘要第九号とし、同項の摘要第三号中「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(3)及びロ(3)」に改め、同号を同項の摘要第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

七 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物について前号の規定により算定した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額とする。

八 共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、建築物の

一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律に基づくもの			
-----------------------------------	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第一毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）に基づくものの項の改正規定、同表毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）に基づくものの項の改正規定、同表高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項の改正規定及び同表古物営業法（昭和二十四年法律第八八号）に基づくものの項の改正規定並びに次項の規定 令和二年四月一日

二 第一条中別表第一食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づくものの項の改正規定及び第二条の規定 令和二年六月一日

三 第一条中別表第一覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に基づくものの項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる手数料を納付すべき者が前項第一号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の使用料及び手数料条例別表第一毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）に基づくものの項の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

千葉県恩給条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県恩給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県恩給条例の一部を改正する条例

千葉県恩給条例（昭和二十三年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「中断及び停止」を「更新及び完成猶予」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

議案第五十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年千葉県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第四条第五号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例の制定 について

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例（平成二十二年千葉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保持増進」の下に「及び健康寿命の延伸」を加える。

第二条中「糖尿病をはじめとする」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「日常生活において」の下に「歯・口腔の疾患を予防し、早期に発見し、及び早期に治療を受けることにより、」を加え、「取り組む」を「取り組み、口腔機能の維持向上を図る」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四条の見出し中「市町村」の下に「等」を加え、同条中「市町村」の下に「並びに歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う教育関係団体及び保健医療福祉関係団体」を加える。

第五条中「協力する」の下に「とともに、良質かつ適切な歯・口腔の保健医療サービスを提供する」を加える。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中第八号を第十二号とし、第五号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第四号中「とする者」の下に「、社会的養護を必要とする子ども」を加え、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 がん、糖尿病その他の疾患を有する者の口腔機能の維持向上を図るための歯科医療と医療及び介護サービスとの連携体制の整備に関すること。

八 マウスガードの使用に関する普及啓発その他のスポーツによって生じる歯・口腔、顎等の外傷、障害等の防止及びこれらの軽減のための安全対策に関すること。

第十条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯・口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療のためのかかりつけ歯科医による定期的な歯科健診及び歯科保健指導を受けることについての普及啓発に関すること。

三 八〇二〇運動（八十歳になっても自分の歯を二十本以上保つことを目指した運動をいう。）に関する取組の推進、八〇二九運動（八十歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための運動をいう。）の普及啓発、オーラルフレイル対策（加齢に伴って口腔機能^{くわう}が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し、当該状態を早期に把握し、及び改善するための取組をいう。）の推進その他年齢に応じた歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関すること。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（保護者の役割）

第八条 父母その他の保護者は、その保護する子どもの歯・口腔^{くわう}の疾患の予防、早期発見及び早期治療、望ましい食習慣の定着その他の子どもの歯・口腔^{くわう}の健康づくりに取り組みよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成二十六年千葉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表の備考第一号中「第十二条の四第五項」を「第十二条の五第五項」に
改める。

附則第三条中「五年間」を「十年間」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第六条第三項の表の備考第一号
の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第五十七号

千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（貸付期間等）」に改め、同条中「修学資金は」を「修学資金の貸付期間は」に、「修了する月まで」を「経過する日の属する月までの期間とし」に改める。

第八条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 貸付期間が満了したとき。

第八条第三号を次のように改める。

三 次条第一項から第三項までの規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、

又はこれらの規定による返還の債務の免除（同条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号又は第三項第一号に該当する場合に限る。第十条第四号において同じ。）を受けることができないことが確定したとき。

第八条第四号から第六号までを削る。

第九条第一項第一号中「、二百床未満の病院等」を「、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の規定により許可を受けた病床が二百床未満の病院その他の規則で定める施設（以下「二百床未満の病院等」という。）」に改め、同号ただし書中「一年」を「一年三月」に改め、同項第二号中「、訪問看護事業所等」を「、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により指定を受けた者が当該指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所その他の規則で定める事業所及び施設（以下「訪問看護事業所等」という。）」に改め、同条第二項第一号ただし書及び第三項第一号ただし書中「一年」を「二年三月」に改める。

第十条第四号を次のように改める。

四 前条第一項から第三項までの規定による返還の債務の免除を受けると見込まれると

き。

第十条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県理学療法士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の 制定について

千葉県理学療法士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県理学療法士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県理学療法士等修学資金貸付条例（昭和五十八年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「修学資金は」を「修学資金の貸付期間は」に、「修了する月まで」を「経過する日の属する月までの期間とし」に改める。

第七条中「一に」を「いずれかに」に改め、「生じたとき」の下に「（やむを得ない事由がある場合を除く。）」を加え、第二号を削り、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 貸付期間が満了したとき。

第七条第三号を次のように改める。

三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除（同項第一号に該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。）を受けることができないことが確定したとき。

第七条第四号を削る。

第八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一）、直ちに、」を「一）、」に改め、同号ただし書中「三月」を「一年三月」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「三月」を「一年三月」に改める。

第九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の千葉県理学療法士等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県理学療法士等修学資金貸付条例の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第五十九号

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）」を削る。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年千葉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日の日から遅い日から施行する。

議案第六十一号

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ただし書及び第三条第一項ただし書中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第二条第三号ただし書及び第三条第一項ただし書の改正規定（「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改める部分に限る。）は、令和二年六月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条第二項及び第五十一条並びに」を「第五十一条及び」に改め、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を削る。

第二条を削る。

第三条中「別表第三」を「別表」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

別表第三中「第三条」を「第二条」に改め、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十条の二第二項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準は、改正法附則第五条の規定により、この条例の施行の日から令和三年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成二十六年千葉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十六条第一項本文」を「第二十五条の二本文」に改める。

第十一条第五号中「ため、」の下に「マイクロチップ又は」を加え、「記載し、又は記録した首輪、名札又はマイクロチップ」を「記載した首輪若しくは名札」に改める。

第十四条第二項第一号中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（動物愛護管理員）

第二十六条 知事は、前条第一項又は法第二十四条第一項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第二十四条の二第三項、法第二十五条第五項若しくは法第三十三条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務並びに法第三十七条の三第一項の事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第十一条第五号及び第十四条第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、改正後の千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第二十六条に規定する動物愛護管理員に、同条に規定する事務のほか、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十三条第一項の規定による立入検査を行わせるものとする。

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する 条例

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 浄化槽保守点検業者は、その登録に係る第三条第二項の期間ごとに、第一項の規定により置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年四月一日までに改正前の千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けた浄化槽保守点検業者（同条第四項の規定の適用を受ける者であつて、その者の更新を受けた登録に係る同条第二項の期間の起算日が平成二十九年四月一日以前であるものを含む。）であつて、この条例の施行の日において引き続き当該登録に基づき浄化槽保守点検業を営んでいるものについては、この条例の施行の日から当該登録に係る同条第二項の期間が満了するまでの間、改正後の千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第九条第四項の規定は、適用しない。

議案第六十五号

千葉県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例

千葉県地域環境保全基金条例（平成二年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例の
一部を改正する条例

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年千葉県条
例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「分解整
備（」を「特定整備（」に、「分解整備を」を「特定整備を」に、「分解整備に」を「特
定整備に」に改める。

附 則

この条例は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の
日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第六十七号

千葉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第十九条の四 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下この条において同じ。）の提供を行うように求めること。

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

三 前各号に掲げるもののほか、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

第二十八条第四項第三号中「第十九条の三」の下に「、第十九条の四（第三号に係る部分を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年千葉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条から第五条」を「第六条から第八条」に、「行わせ、又は行う場合について」を「行う場合に関し必要な事項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第六十九号

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例

印旛沼土地改良施設管理条例（昭和四十四年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表酒々井揚水機場の項を削り、同表に次のように加える。

宗吾西揚排水機場

第四条中「及び宗吾北揚排水機場」を「、宗吾北揚排水機場及び宗吾西揚排水機場」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第五条を第六条とし、第四条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

千葉県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県漁港管理条例の一部を改正する条例

千葉県漁港管理条例（昭和三十五年千葉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「一月（工作物の設置を目的とする場合にあつては三年）」を「十年」に改め、同項ただし書中「電柱、水道管、ガス管その他の恒久的な施設を設けるために使用する場合、その他」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第七十一号

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県学校職員定数条例（平成十一年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一一、五四八人」を「一一、五四二人」に改め、同条第二号中「二五、五八四人」を「二五、五二九人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例

千葉県警察基本条例（昭和二十九年千葉県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二定員の欄を次のように改める。

定	員
	二六六人
	六二〇人
	六、五九三人
	三、三七一人
	一〇、八五〇人
	一、二二六人
	一一、〇七六人

附 則

この条例は、令和二年十月一日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和二年二月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の
一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年千葉県
条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条の次に次の一
条を加える。

（卑わいな行為の禁止）

第三条の二 何人も、みだりに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような
行為であつて、次の各号に掲げるものをしてはならない。

一 次のいずれかに掲げる場所又は乗物において、人の通常衣服で隠されている下着又
は身体を、写真機その他の機器（衣服を透かした状態を撮影することができるものを
含む。以下「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を
差し向け、若しくは設置すること。

イ 浴場、更衣室、便所その他の人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である
場所及び住居

ロ 公共の場所（イの場所を除く。）又は公共の乗物

ハ 学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りするこ
とができる場所（イ及びロの場所を除く。）又はタクシーその他の不特定若しくは
多数の者が利用することができる乗物（口の乗物を除く。）

二 公共の場所又は公共の乗物において、人の胸部、臀部、陰部、大腿部その他の身体
の一部に直接又は衣服その他の身に着ける物の上から触れること。

三 前各号に掲げるもののほか、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、卑わ
いな言動をすること。

第十三条を次のように改める。

第十三条 第三条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して下着又は身体を撮影した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 常習として第三条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して下着又は身体を撮影した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して写真機等を差し向け、又は設置した者

二 第三条の二（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定に違反した者

三 第十一条の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 常習として第三条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して写真機等を差し向け、又は設置した者

二 常習として第三条の二（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定に違反した者

三 常習として第十一条の規定に違反した者

第十五条中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

第十七条中「第四項」を「第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。